

中核市移行関連の報告事項

I 市保健所の設置に向けた取組状況について

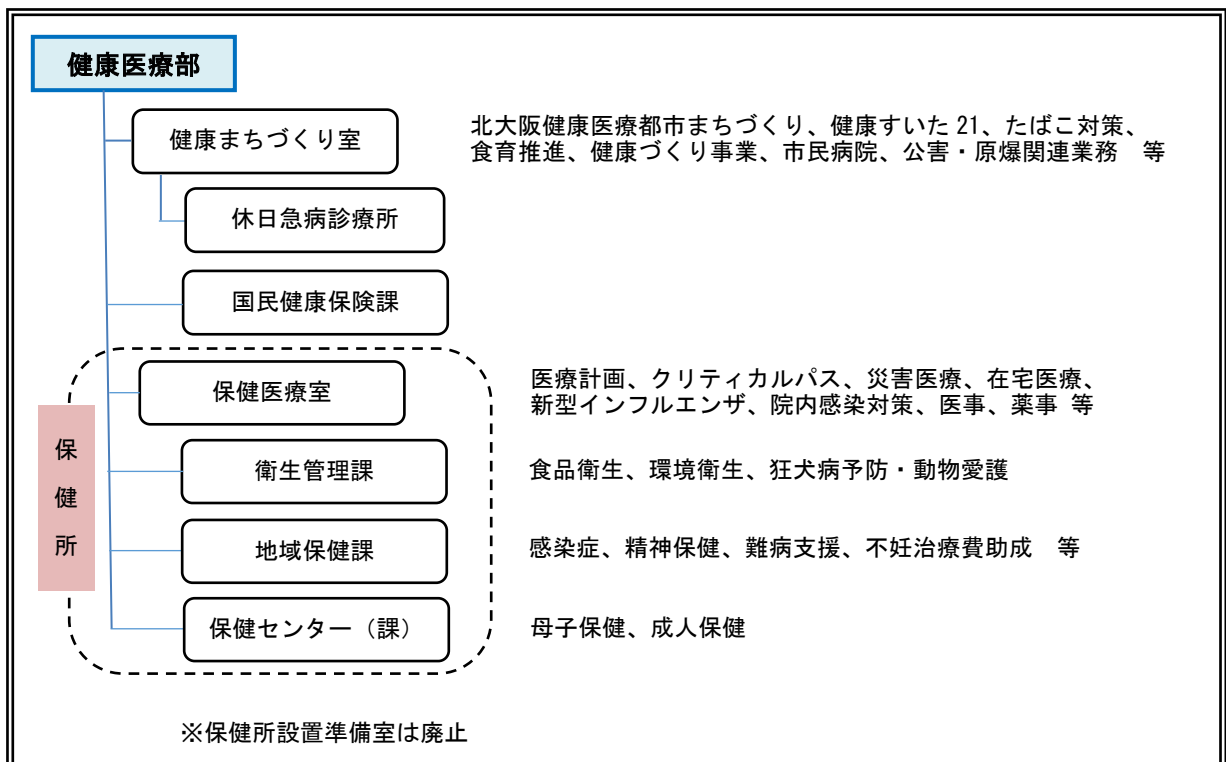
1 中核市の指定に関する政令の公布について

令和元年 11 月 13 日付けで公布されました政令第 157 号において、吹田市が中核市に指定されました。これにより、令和 2 年 4 月 1 日付けでの中核市移行が正式に決定しました。

2 条例・規則等の整備について

11 月定例市議会において、吹田市保健所条例をはじめとする関係条例を提案しています。また、規則や要領等についても、条例の施行期日（令和 2 年 4 月 1 日）までに作成する予定です。

3 令和 2 年度以降の新組織体制について



4 審議会等について（別紙参照）

（１）大阪府から委託を受けて事務局を担うもの

- ア 大阪府豊能地域救急MC協議会
- イ 大阪府豊能薬事懇話会
- ウ 豊能心血管疾患地域医療連携推進会議

（２）その他、市保健所が主体として設置する会議

Ⅱ 中核市移行後の吹田市医療審議会について

新たに市が運営することとなる「吹田市保健所運営協議会」の審議事項は、一部、本審議会（吹田市医療審議会）と重複することが想定されるため、各審議会において取り扱う案件を下記のとおりに整理し、今後の運用を変更していく予定です。

1 吹田市医療審議会の概要（現状）

（１）所掌事項

市長の諮問に応じて、救急その他の医療関係諸問題についての重要事項を調査審議し、答申する。また、医療関係諸問題について、市長に意見を述べることができる。

（２）主な案件

所掌事項である医療関係諸問題を広義に捉え、保健施策も含め、広く吹田市健康医療部が所掌する案件について報告・審議。

＜具体例＞ ①救急医療、在宅医療、災害時医療等、市内の医療提供体制について

②国民健康保険の医療費推移及び赤字解消計画

③北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり関連

④保健施策関連

2 中核市移行後の運用変更

（１）基本的な考え方

他の審議会等の審議事項等と重複する案件（※）は、本審議会において取り扱わないこととし、本審議会では、特に専門性の高い、救急やその他市内の医療提供体制に関する事案を中心に議論を行うこととします。なお、関連事項等については必要に応じ報告させていただきます。

※ 市の附属機関としては、例えば、保健施策及び健康づくり施策については「吹田市保健所運営協議会」（新設）、国民健康保険関係については「吹田市国民健康保険運営協議会」（既設）においてもそれぞれ審議等がなされます。

（２）医療計画関連の会議体と本審議会との関係

医療提供体制（医療計画）に関しては、大阪府において「豊能保健医療協議会」や「豊能医療・病床懇話会」、「病院連絡会」等が開催されており、今後は吹田市（保健所）も事務局として参画することとなります。

そのため、本審議会では、これら医療計画の策定や地域医療構想の推進等についてご審議いただくものではなく、医療計画等に関する議論も踏まえつつ、吹田市の施策として実施する救急医療、在宅医療、災害時医療等に関してご審議いただきたいと考えております。

健康医療部が所管する附属機関等一覧(令和2年度以降)

別紙

	会議名	所掌事項	備考	
附属機関	吹田市医療審議会	医療関係諸問題についての調査審議に関する事項		1
	吹田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険の運営に関する事項		2
	吹田市公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償に関する認定の更新、補償給付について審査		3
	吹田市公害診療報酬審査委員会	公害診療報酬についての審査		4
	(地独)市立吹田市民病院評価委員会	中期目標を策定、中期計画の認可、業務実績の年度評価等に対して意見を述べる		5
	吹田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害についての調査審議に関する事項		6
	吹田市感染症診査協議会	法に基づき、入院の勧告、又は入院の措置を行った患者の入院の期間の延長に関し必要な事項を審議	市保健所が主体として設置	7
	吹田市小児慢性特定疾病審査会	小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る不承認案件を審査		8
	吹田市保健所運営協議会	保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に係る事項について審議		9
その他医療関連の主な会議	吹田市地域医療推進懇談会	在宅医療の推進及びかかりつけ医等の定着促進について必要な意見を聴取		10
	吹田市休日急病診療所運営協議会	診療業務の円滑な推進を図るため医療関係者等から必要な意見を聴取		11
	吹田市保健所管内院内感染対策連絡会議	多剤耐性菌等による院内感染に係る知識や院内感染予防等に関する情報交換を行う	市保健所が主体として設置	12
	大阪府豊能地域救急MC協議会	大阪府保健医療計画に基づく二次医療圏内における保健医療施策及びそれに関する事項について、保健医療関係者等が意見交換、懇談等を行い地域保健医療の推進・向上を図る	大阪府からの委託により市保健所で事務局を担う	13
	大阪府豊能薬事懇話会			14
	豊能心血管疾患地域医療連携推進会議	地域において切れ目のない医療提供体制を確保するため、関係者間での情報共有及び意見聴取を行う。		15